

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和6年7月31日」となっている[オレンジ色]の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月下旬ごろに国保年金課から、有効期限 **令和7年7月31日**と記載された新しい被保険者証【むらさき色】をお届けします。

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの一部負担金の割合(1割、2割または3割)は、令和5年中の収入や所得に基づき、判定します。

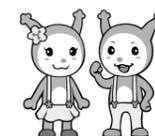
8月1日以降は、古い被保険者証【オレンジ色】は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、間違えないように注意してください。



後期高齢者医療被保険者証
有効期限 **令和7年7月31日**

※ご確認ください!

新しい被保険者証の
有効期限は
令和7年7月31日
になっています。



【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他合計所得金額」が200万円未満は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円未満は1割

2割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入+その他合計所得金額」が200万円以上は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ被保険者全員の「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円以上は2割

3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)
補足②	70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	

※同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税である被保険者の方は、上記の計算に関わらず、負担割合は1割となります。

※有効期限内に世帯構成の変更があった場合、自己負担割合が変わる場合があります。

不法投棄は大変な犯罪です! もし不法投棄を見かけたら、ご連絡ください。
阿波吉野川警察署 ☎25-6110 環境企画課 ☎22-2230 FAX22-2247

①後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、**減額認定証**)は、有効期限が「令和6年7月31日」となっています。

令和5年度の減額認定証をお持ちの方で令和6年度住民税非課税世帯の方には、7月下旬ごろに国保年金課から、**8月1日以降に使用可能な減額認定証**をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、**90日を超える入院(過去12カ月)**をされた方は、国保年金課に申請することで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当する方は速やかに申請してください。

②後期高齢者医療 限度額適用認定証(ねずみ色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下、**限度額認定証**)は、有効期限が「令和6年7月31日」となっています。

令和5年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和6年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月下旬ごろに国保年金課から、**8月1日以降に使用可能な限度額認定証**をお届けします。

更新申請書の提出は必要ありません。

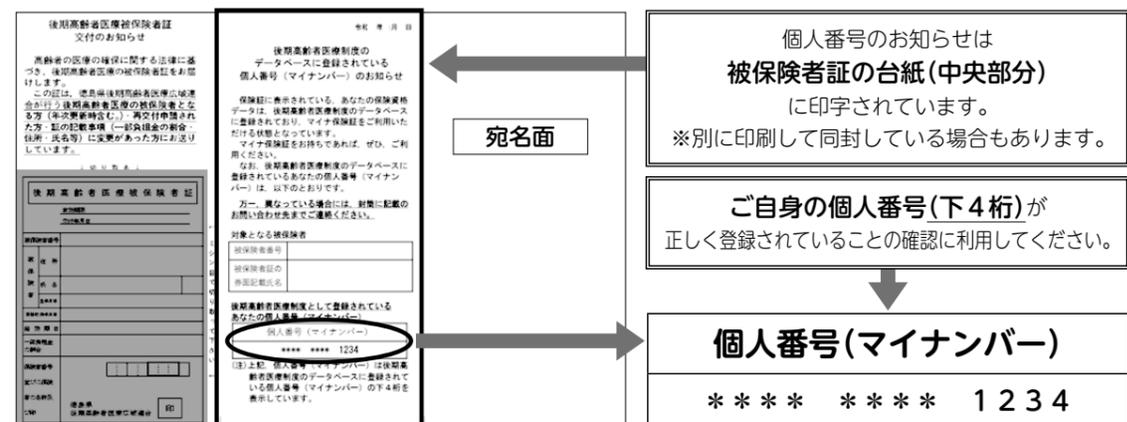
個人番号(マイナンバー)のお知らせを送付します

新しい被保険者証には、台紙部分に、被保険者本人の個人番号(下4桁)などの情報を表示した「個人番号(マイナンバー)のお知らせ」(以下、**個人番号のお知らせ**)が印字されています。

個人番号のお知らせとは、印字されている個人番号(下4桁)などの情報が、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されていることを示すもので、全ての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用していただけるようにすることを目的とするものです。

ご自身の個人番号(下4桁)が正しく登録されていることの確認に利用してください。

※令和6年8月1日以降に後期高齢者医療制度に加入する方には、個人番号のお知らせは送付されません。



被保険者証は令和6年12月2日に廃止されます

お手元にある被保険者証は、被保険者証に記載されている有効期限まで使えます。

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしていない方には、被保険者証の代わりにお使いいただける「資格確認書」を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けします。

マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしている方には、自己負担割合などの確認ができる「資格情報のお知らせ」を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けしますが、被保険者証の代わりとしては使えません。

また、有効期限を過ぎた被保険者証や資格確認書についても使えませんので、注意してください。

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

地震の心得10カ条 第1条 まず我が身の安全を図る